

津市過疎地域自立促進計画の変更について

1 計画変更の趣旨

美杉地域は、過疎地域自立促進特別措置法第 33 条第 2 項の規定により過疎地域とされており、地域の振興と発展を図ることを目的に、津市過疎地域自立促進計画（平成 22 年度から平成 27 年度まで）に基づき、過疎対策事業債を有効に活用した様々な取組を進めています。

今回、過疎対策事業債の適用を受けるため、新たに市営浄化槽事業及び住民交流施設整備事業を追加し、同計画の変更をしようとするものです。

2 計画変更案の概要

- (1) 美杉地域における市営浄化槽事業の推進を図るため、同事業について追加するとともに、浄化槽設置整備事業補助金交付事業に係る事業内容（基数）を変更するものです。
- (2) 美杉地域の地域活動のための拠点づくりとして住民交流拠点の整備を図るため、住民交流施設整備事業について追加するものです。

3 今後の対応について

津市過疎地域自立促進計画の変更についての議案を平成 27 年第 1 回津市議会定例会へ提出する予定です。

なお、次期津市過疎地域自立促進計画については、平成 28 年度から 5 年間で期間とした新たな計画として、地域の実情を踏まえたものとし、その他過疎対策に関する事務の円滑かつ的確な推進を図るため、平成 27 年 4 月 1 日から、これらの事務を政策財務部地域政策課から美杉総合支所地域振興課に移管します。

津市過疎地域自立促進計画 変更箇所対照一覧

ページ	変更後	変更前																												
33	4 生活環境の整備 (3) 事業計画 <table><tr><td colspan="4">(2) 下水処理施設</td></tr><tr><td colspan="4">その他</td></tr><tr><td>浄化槽設置整備事業補助金交付事業</td><td>浄化槽設置整備事業補助金交付事業 116 基</td><td>津市</td><td></td></tr><tr><td>市営浄化槽事業</td><td>市営浄化槽設置 100 基</td><td>津市</td><td></td></tr></table>	(2) 下水処理施設				その他				浄化槽設置整備事業補助金交付事業	浄化槽設置整備事業補助金交付事業 116 基	津市		市営浄化槽事業	市営浄化槽設置 100 基	津市		4 生活環境の整備 (3) 事業計画 <table><tr><td colspan="4">(2) 下水処理施設</td></tr><tr><td colspan="4">その他</td></tr><tr><td>浄化槽設置整備事業補助金交付事業</td><td>浄化槽設置整備事業補助金交付事業 216 基</td><td>津市</td><td></td></tr></table>	(2) 下水処理施設				その他				浄化槽設置整備事業補助金交付事業	浄化槽設置整備事業補助金交付事業 216 基	津市	
(2) 下水処理施設																														
その他																														
浄化槽設置整備事業補助金交付事業	浄化槽設置整備事業補助金交付事業 116 基	津市																												
市営浄化槽事業	市営浄化槽設置 100 基	津市																												
(2) 下水処理施設																														
その他																														
浄化槽設置整備事業補助金交付事業	浄化槽設置整備事業補助金交付事業 216 基	津市																												
42	7 教育の振興 (1) 現況と問題点 ○ 21 世紀のひとづくり (略) ○ 知性豊かなひとづくり (略) ○ <u>地域活動のための拠点づくり</u> <u>【住民交流拠点の整備】</u> <u>地域の人たちが、美しい森林や里山など豊かな自然環境の中で人と人とのつながりを大切にしたい、心豊かな地域コミュニティを維持・形成していくことが求められます。</u> <u>このことから、地域に暮らし、地域を支える人たちが集い、また、自然豊かな環境の中で憩える地域の拠点としての施設を整備する必要があります。</u>	7 教育の振興 (1) 現況と問題点 ○ 21 世紀のひとづくり (略) ○ 知性豊かなひとづくり (略)																												

ページ	変更後	変更前																																
43	7 教育の振興 (2) その対策 ○ 21 世紀のひとづくり (略) ○ 知性豊かなひとづくり (略) ○ <u>地域活動のための拠点づくり</u> <u>【住民交流拠点の整備】</u> <u>地域住民の交流やレクリエーション活動等が行える地域の拠点として住民交流施設を整備します。</u>	7 教育の振興 (2) その対策 ○ 21 世紀のひとづくり (略) ○ 知性豊かなひとづくり (略)																																
44	7 教育の振興 (3) 事業計画 <table><tr><td colspan="4">(3) 集会施設、体育施設等</td></tr><tr><td colspan="4">集会施設</td></tr><tr><td>住民交流施設整備事業</td><td>住民交流施設の整備</td><td>津市</td><td></td></tr><tr><td colspan="4">体育施設</td></tr><tr><td>地域体育館改修事業</td><td>地域体育館外装、 屋根等改修</td><td>津市</td><td></td></tr></table>	(3) 集会施設、体育施設等				集会施設				住民交流施設整備事業	住民交流施設の整備	津市		体育施設				地域体育館改修事業	地域体育館外装、 屋根等改修	津市		7 教育の振興 (3) 事業計画 <table><tr><td colspan="4">(3) 集会施設、体育施設等</td></tr><tr><td colspan="4">体育施設</td></tr><tr><td>地域体育館 改修事業</td><td>地域体育館外装、 屋根等改修</td><td>津市</td><td></td></tr></table>	(3) 集会施設、体育施設等				体育施設				地域体育館 改修事業	地域体育館外装、 屋根等改修	津市	
(3) 集会施設、体育施設等																																		
集会施設																																		
住民交流施設整備事業	住民交流施設の整備	津市																																
体育施設																																		
地域体育館改修事業	地域体育館外装、 屋根等改修	津市																																
(3) 集会施設、体育施設等																																		
体育施設																																		
地域体育館 改修事業	地域体育館外装、 屋根等改修	津市																																